

2023年3月2日

定 款

ゲンダイエージェンシー 株式会社

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、ゲンダイエージェンシー株式会社と称し、英文では GENDAI AGENCY INC. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- ①新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、屋外、交通、折込、ダイレクトメールおよびインターネット、その他すべての広告およびパブリックリレーションズ業務
- ②広告、宣伝に関連する企画および制作
- ③印刷、製版、出版に関連する企画および制作
- ④セールスプロモーションに関連する企画および制作
- ⑤書籍、雑誌、フリーペーパー等の発行・出版、販売及び頒布
- ⑥インターネット・携帯電話等を利用した情報提供サービス及び通信販売
- ⑦コンピューターソフトの開発および販売
- ⑧各種イベントの企画、制作、運営および実施
- ⑨テレビ、ラジオ、その他コンテンツの企画および制作
- ⑩市場および広告に関連する調査、情報収集、研究開発、コンサルティングおよび調査情報の提供
- ⑪不動産および造作の管理、修繕、賃貸および売買ならびにこれらの仲介および鑑定
- ⑫不動産担保貸付およびその仲介
- ⑬特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- ⑭不動産特定共同事業法に基づく事業
- ⑮不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- ⑯不動産の有効利用に関する企画、調査、設計
- ⑰倉庫業
- ⑱スポーツ・レジャー施設、リラクゼーション施設、飲食店、宿泊施設、温泉浴場施設、サウナ風呂、遊技場、駐車場等の経営、運営、管理およびコンサルタント
- ⑲飲食料品、日用品雑貨、事務用品、煙草、健康食品等の販売および輸出入
- ⑳衣料品、装身具、化粧品等の企画・開発、販売、修理交換および輸出入
- ㉑古物売買業
- ㉒旅行代理業
- ㉓生命保険および損害保険の募集および代理業務
- ㉔クレジットカード会員の募集、取次および発行業務
- ㉕求人広告事業
- ㉖有料職業紹介事業
- ㉗労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律による一般労働者派遣事業
- ㉘新規事業の開発に関する企画およびコンサルティング業務
- ㉙経営コンサルタント業
- ㉚前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都新宿区に置く。

第4条（公告方法）

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関）

当社は次の機関を置く。

- ①取締役会
- ②監査役
- ③監査役会
- ④会計監査人

第2章 株式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、66,400,000株とする。

第7条（単元株式数）

当社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ②取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ③株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当社の株式に関する取扱いおよび株主の権利行使の手続等ならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規程」による。

第3章 株主総会

第11条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時招集する。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって、最高経営責任者が招集し、議長となる。

- 2 最高経営責任者に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第14条（招集地）

株主総会は、本店所在地およびその隣接地のほか、東京都各区内において開催する。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数をもって決する。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権ある株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎にその代理権を証明する書面を提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の取締役は10名以内とする。

第19条（取締役の選任方法）

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

当会社は、取締役会決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、最高経営責任者1名を置き、必要に応じて、最高執行責任者1名を置くことができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、最高経営責任者が招集し、議長となる。

- 2 最高経営責任者に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第25条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

第28条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

第29条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

第30条（監査役の選任方法）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第31条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤監査役1名以上を選定する。

第34条（監査役会の招集権者および招集手続）

監査役会は各監査役が招集する。

2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

第35条（監査役会の決議）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。

第36条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会によって定める「監査役会規程」による。

第37条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

第38条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第39条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第40条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第7章 計算

第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第42条（剰余金の処分等の決議機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第43条（剰余金の配当）

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を行うものとする。

- 2 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。
- 3 当社は、前2項の他取締役会が定める日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当を行うことができる。

第44条（配当財産の除斥期間）

剰余金の配当財産が金銭である場合、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当財産には利息をつけない。

改正履歷

1995年 4 月 18 日制定	2003年 1 月 16 日改正	2010年 1 月 6 日改正
1999年 11 月 1 日改正	2003年 6 月 27 日改正	2013年 2 月 8 日改正
2000年 5 月 15 日改正	2004年 3 月 25 日改正	2013年 6 月 21 日改正
2000年 6 月 10 日改正	2004年 5 月 28 日改正	2016年 6 月 24 日改正
2000年 6 月 29 日改正	2005年 3 月 17 日改正	2016年 10 月 1 日改正
2000年 8 月 7 日改正	2005年 6 月 17 日改正	2022年 6 月 24 日改正
2000年 9 月 8 日改正	2006年 6 月 29 日改正	2023年 3 月 2 日改正
2001年 6 月 29 日改正	2008年 6 月 25 日改正	
2002年 6 月 28 日改正	2009年 6 月 26 日改正	